

東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

令和6年4月30日

No.	資料名	頁	項目					タイトル	質問等の内容	回答
1	要求水準書 添付資料7							上水の取り合い	上水は高質ごみ、2炉運転で最大約181m <sup>3</sup> /日（約7.6m <sup>3</sup> /h）必要となりますが、現状の上水取合い点（上水管φ75）で近隣への影響もなく安定して取水できるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、取水については可能な限り限り平準化するように留意ください。
2	第1回入札説明書等に関する質問に対する回答 (入札参加資格以外に関する事項)	1/4	No. 7					立地条件	土壌汚染対策について、「原則として土壌汚染のおそれはない」との御回答ですが、土壌汚染対策法に基づく届出手続きに関しては現市営野球場の解体着手時に実施されるものと考え、本計画での対応は不要と考えてよろしいでしょうか。	土壌汚染対策法に基づく届出手続きについては、市営野球場の解体時に実施される予定ですが、別途本事業でも対応が必要と考えております。
3	第1回入札説明書等に関する質問に対する回答 (入札参加資格以外に関する事項)	質問回答添付資料01						残置物	第1回の質問回答添付資料1で残置物がご提示されましたが、スコアボードとその隣にある構造物は尾鷲市様所掌でいずれも撤去されるものと理解してよろしいでしょうか。 	ご理解のとおりです。
4	第1回入札説明書等に関する質問に対する回答 (入札参加資格以外に関する事項)	質問回答添付資料01						残置物	第1回の質問回答添付資料1で樹木伐採範囲がご提示されましたが、敷地北側法面部（添付資料の青色斜線部）が樹木伐採範囲に入っておりません。伐採の予定はなく現状のまま（桜の木や雑草あり）でしょうか。	ご理解のとおりです。
5	様式集	様式6-4						設計仕様書のエクセルファイル	様式集「要求水準に対する設計仕様書（様式6-4）03_様式6-4_要求水準に対する設計仕様書_第I編」のエクセルファイルの修正版をご提示頂けないでしょうか。	本回答と併せて公表する様式6-4_要求水準に対する設計仕様書_第I編（令和6年4月修正）をご参照ください。
6	基本協定書（案）	4	第4条	第1項				賠償の予定	第3条第4項各号に該当するときに「違約金として、本事業の入札価格の10分の3に相当する額を支払わなければならない」とあります。違約金は損害賠償の予定と解されているところ、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において談合等不正行為に対する違約金について「裁判例等を基準として、合理的な根拠に基づく適切な金額を定めなければならない」とされており、国交省の標準約款や直轄工事においては1/10とされています。本事業の予定価格から推察される違約金額はゆうに50億円を超える金額となり過大なものに思われます。当該違反があった場合に、どのような損害がどの程度の金額で発生することを想定されているものか、ご教示ください。	違約金の基準は、組合の約款の基準に合わせたものであり、不合理な基準ではないと考えております。 なお、違約金の基準は契約保証金の基準と合わせておりますので、No.8と同様に、特定建設工事共同企業体が組成されなかった場合には、落札者決定後の契約協議において、10分の1に変更いたします。
7	基本協定書（案）	6	第10条	第3項	(5) (7)			秘密保持義務	「相手方の承諾を要することなく」秘密情報の開示ができる場合として、 (5)運営に関する業務を第三者に委託する場合において「特定若しくは不特定のものに開示する場合」 (7)組合議会に開示する場合、とされています。 当該規定のように「事前承諾なく」、「不特定のものに開示」又は原則公開である「組合議会に開示」がなされると、受注者の秘密情報は保持されないこととなります。 落札者は、契約締結前に、組合と規定を調整する相談を行うことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。 なお、第(5)号、第(7)号いずれの場合においても、組合が開示を行う際には、事前に通知を行うこととしております。 その際に落札者の正当な利益を害するおそれがあるとして申出があった場合には、組合が必要と認めた範囲で開示の方法及び範囲について協議することを否定するものではありませんが、規定の調整は行いません。

東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

令和6年4月30日

No.	資料名	頁	項目					タイトル	質問等の内容	回答
8	基本契約書 (案)	2	第7条	第3項				本施設の整備等	<p>「建設事業者は、設計・建設業務にかかる契約保証金として、建設工事請負契約に基づき、組合に対し、施設整備費（消費税を含む。）の10分の3以上に相当する金額を納付しなければならない。」とされています。</p> <p>「第1回入札説明書等に関する質問に対する回答」No1において組合の建設工事請負約款に準じる旨ご回答いただいております。</p> <p>組合の建設工事請負約款第4条第2項では、</p> <p>「前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。ただし、受注者が次の場合においては請負代金の10分の3としなければならない。</p> <p>(1) 契約金額5億円以上の特定建設工事共同企業体                      (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく会社更生手続開始等がなされ、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者（裁判所が更生計画等認可を決定するまでの間に限る）」とされており、本事業の公告において建設事業者は特定建設工事共同企業体の組成を条件とされておらず、本項各号には該当しないものと考えます。</p> <p>企業グループでの応募であっても、建設事業者が1社元請である場合も、当然に該当しません。</p> <p>契約保証金の額を3/10とされている意図をご説明願います。</p>	<p>入札説明書第3章3(2)イ(ウ)において、「本施設の建築物等の建設業務を行う者は、複数の構成企業」と規定しており、合わせて、主として特定建設工事共同企業体の組成を前提に契約保証金の基準を設定しており、また、本事業の契約金額は5億円以上となることが明らかであることから、組合の建設工事請負約款第4条第2項但書(1)の水準に合わせて、契約保証金の基準を10分の3以上としております。</p> <p>なお、特定建設工事共同企業体が組成されなかった場合には、落札者決定後の契約協議において、建設工事請負約款と同水準（請負代金額の10分の1以上）に変更いたします。</p>
9	基本契約書 (案)	4	第14条	第3項	(5) (7)			秘密保持義務	<p>「相手方の承諾を要することなく」秘密情報の開示ができる場合として、</p> <p>(5) 運営に関する業務を第三者に委託する場合において「特定若しくは不特定のものに開示する場合」</p> <p>(7) 組合議会に開示する場合、とされています。</p> <p>当該規定のように「事前承諾なく」、「不特定のものに開示」又は原則公開である「組合議会に開示」がなされると、受注者の秘密情報は保持されないこととなります。</p> <p>落札者は、契約締結前に、組合と規定を調整する相談を行うことは可能でしょうか。</p>	No.7と同様です。
10	建設工事請負契約書 (案)	3	第10条	第2項				契約の保証	<p>「契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、設計・建設工事費の100分の30以上としなければならない」とされています。</p> <p>「第1回入札説明書等に関する質問に対する回答」No1において組合の建設工事請負約款に準じる旨ご回答いただいております。</p> <p>組合の建設工事請負約款第4条第2項では、</p> <p>「前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。ただし、受注者が次の場合においては請負代金の10分の3としなければならない。</p> <p>(1) 契約金額5億円以上の特定建設工事共同企業体                      (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく会社更生手続開始等がなされ、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者（裁判所が更生計画等認可を決定するまでの間に限る）」とされており、本事業の公告において建設事業者は特定建設工事共同企業体の組成を条件とされておらず、本項各号には該当しないものと考えます。</p> <p>契約保証金の額を3/10とされている意図をご説明願います。</p>	No.8と同様です。
11	建設工事請負契約書 (案)	8	第24条	第1項				前払金	<p>「設計・建設工事費に10分の3を乗じて得た額を前払金として発注者に請求することができる」とされています。</p> <p>国交省の標準約款では4/10と例示されており、一般的な契約も4/10です。</p> <p>組合の建設工事請負約款第35条第1項でも4/10とされています。</p> <p>前払金制度の意図は、工事事業者が着工に必要な労働力資材等を円滑に確保し、工事を円滑に施工することができるようにその資金とするための制度と解されます。</p> <p>前払金を一般的な契約より減額した3/10とする意図をご教示ください。</p>	<p>組合の約款に従ったものであり、原案のとおりとします。</p> <p>組合ホームページに掲載の規則を最新のものに更新しましたので、組合の建設工事請負約款については、そちらをご確認ください。</p>

東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

令和6年4月30日

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答
12	建設工事請負契約書（案）	15	第38条	第3項	(5) (7)				秘密保持義務	「相手方の承諾を要することなく」秘密情報の開示ができる場合として、 (5)運営に関する業務を第三者に委託する場合において「特定若しくは不特定のものに開示する場合」 (7)組合議会に開示する場合、とされています。 当該規定のように「事前承諾なく」、「不特定のものに開示」又は原則公開である「組合議会に開示」がなされると、受注者の秘密情報は保持されないこととなります。 落札者は、契約締結前に、組合と規定を調整する相談を行うことは可能でしょうか。	No.7と同様です。
13	建設工事請負契約書（案）	28	第63条						損害の範囲	「契約不適合又は要求性能の欠如と相当因果関係を有する発注者の損害の賠償」とは、発注者に生じる直接かつ現実生じた損害との理解でよろしいでしょうか。	発注者に生じる直接かつ現実生じた損害に限らず、契約不適合又は要求性能の欠如と相当因果関係を有する全ての損害を想定しております。
14	建設工事請負契約書（案）	36	第79条	第1項					契約が解除された場合等の違約金	「設計・建設工事費の100分の30に相当する額を、違約金として発注者の指定する期間内に、発注者に支払わなければならない」とされています。 違約金は損害賠償の予定と解されているところ、国交省の標準約款や直轄工事においては1/10とされています。 談合等不正行為に対する違約金については「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において「裁判例等を基準として、合理的な根拠に基づく適切な金額を定めなければならない」とされています。 また、本条第4項において発注者の損害が違約金の額を超える場合に賠償請求ができると定められており、過大な違約金とする理由はないと考えます。 組合の建設工事請負約款第48条第1項では「請負代金の1/10に相当する額」としつつ、 「(1)契約金額5億円以上の特定建設工事共同企業体 (2)会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく会社更生手続開始等がなされ、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者（裁判所が更生計画等認可を決定するまでの間に限る）」に該当する場合は「請負代金の3/10に相当する額」とされています。 仮に受注者が上記各号に該当する場合であっても、契約解除により生じる損害の額が3倍になるという事情はないものと考えます。また、本公告においては上記各号に該当しないと考えます。なお、特定建設工事共同企業体は高度な建設工事を確実に履行する方策として取り入れられているものであることから、その趣旨とも反すると考えます。 なお、運營業務委託における同等の契約が解除された場合等の違約金の定めは、年度委託費の1/10（運営保証対象額）であり、一般的な運營業務委託契約と同様の規定ですが、建設工事の規定と大きく差があります。 当該違反があった場合に、どのような損害がどの程度の金額で発生することを想定されているものか、ご教示ください。	No.6と同様です。
15	運營業務委託契約書（案）	12	第38条	第5項					臨機の措置	本施設の契約不適合による事象は受注者の責に帰すべき事由によるものとみなし、受注者が負担するとあります。 この場合の費用、損害その他負担について、運営事業者は建設事業者に対して契約上の契約不適合に基づく請求権がないと考えますが、発生した当該費用、損害等を運営事業者が負担した場合は、その内容に応じて建設事業者に対し基本契約第10条第1項に基づく連帯債務の履行請求又は求償を行うという理解でよろしいでしょうか。	運営事業者が建設事業者に対してどのような権利を持つかは、当事者間で整理、合意していただく事項との理解です。
16	運營業務委託契約書（案）	12	第39条	第2項 第5項					費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	同上	同上です。
17	運營業務委託契約書（案）	12	第40条	第2項					運転停止を伴わない異常事態の発生に対する運営固定費の減額	同上	同上です。

東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

令和6年4月30日

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問等の内容	回答
18	運営業務委託契約書（案）	25	第63条	第3項	(5) (7)					秘密保持義務	「相手方の承諾を要することなく」秘密情報の開示ができる場合として、 (5)運営に関する業務を第三者に委託する場合において「特定若しくは不特定のものに開示する場合」 (7)組合議会に開示する場合、とされています。 当該規定のように「事前承諾なく」、「不特定のものに開示」又は原則公開である「組合議会に開示」がなされると、受注者の秘密情報は保持されないこととなります。 落札者は、契約締結前に、組合と規定を調整する相談を行うことは可能でしょうか。	No.7と同様です。